さがみ緑風園における身体拘束取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、さがみ緑風園(以下、「園」という。)において、利用者の人権を 尊重するとともに、利用者に対する身体拘束(以下「拘束」という。)を行わない、質 の高い支援を実現することを目的として定める。

(定義)

- 第2条 拘束とは、利用者の意思に反し、次の方法を用いて行動を制限することをいう。
 - (1) 胸・腰ベルト、股ベルト、紐等で車椅子に体幹や手足等を固定すること。
 - (2) 紐等でベッドに体幹や手足等を固定すること。
 - (3) サイドレールを四方に使用する等、ベッドから降りられないようにすること。
 - (4) 居室等の出入口をふさぎ、出入りできないようにすること。
 - (5) 車椅子等移動手段を遠ざけるなど自力で使用できないようにすること。
 - (6) 本人の意思に反する車椅子乗車や移送すること。
 - (7) 言葉かけによって利用者の行動を制限すること。
 - (8) ミトン型手袋、車椅子テーブル、介護服(つなぎ服を含む)の使用。
 - (9) 向精神薬等の過剰な使用により、行動を制限すること。
 - (10) その他、何らかの形態を用いて行動を制限すること。

(園の対応方針)

- 第3条 園の対応方針は次のとおりとする。
 - (1) 利用者の状態により、拘束以外の方法を検討し、拘束を必要としない支援を工夫することにより、拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
 - (2) 園内で行われている拘束については、常時その状況を把握し、各ホーム等から 報告を受け、必要性の有無について検討し拘束がゼロとなるように努める。

(要件)

- 第4条 やむを得ず拘束を行う場合は、次にかかる要件を全て満たす状態でなければ ならない。
 - (1) 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと(切迫性)。
 - (2) 拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと(非代替性)。
 - (3) 拘束が一時的なものであること(一時性)。

(拘束を行う場合の通常の手続)

- 第5条 やむを得ず拘束を行う場合は、次の手続を踏まなくてはならない。ただし、 次条に該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 予め拘束が必要な理由、方法及び期間等を記入した「身体拘束の実施について」 (様式1)を作成し、実施の計画を行う。
 - (2) 身体拘束判定会議を開催し、「身体拘束の実施について」(様式1)により、拘束 実施についての適否を諮り、園長決裁を得る。この会議の構成員は、別に定める。
 - (3) 様式1の内容を踏まえて「緊急等やむを得ない状況により身体拘束を行う説明書」(様式3)を作成し、本人、後見人等に説明し、承諾及び署名を求める。
 - (4) 拘束を実施する際は、個別支援計画に拘束が必要な理由、方法及び期間等について記載する。
- 2 前項による拘束については、決定してから6か月を超えて実施することはできない。ただし継続が真に必要な場合には、前項の手続きにより更新することができる。
- 3 第1項に規定する手続きは、第二条各号に規定する拘束を新たに実施する毎に行 うものとする。
- 4 本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに 拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、解除の理由、方法及び留意点について、 本人及び後見人等へ説明を行い、直近の身体拘束判定会議で検討したうえで「身体拘 束の解除について」(様式4)により、決裁を受ける。
- 5 拘束を更新・解除する場合は、身体拘束判定会議において「身体拘束実施報告書」 (様式5)により、実施状況について報告を行う。ただし、短期入所利用者は利用 後「身体拘束実施記録」(様式7)及びケース記録を生活部長まで報告を行う。
- 6 やむを得ず拘束を行った場合、日々の身心の状態等の観察を行い、拘束の必要性 や方法に関わる再検討を定期的に行うものとする。

(緊急に拘束を行う場合の手続き)

- 第6条 事前に第5条の手続きを踏んでない利用者について、状態像の急変等により、 やむを得ず拘束を行う場合の手続きは次のとおりとする。
 - (1) 第4条に規定する要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束の方法、 経過観察の方法等について、実施の際に在席するホーム職員(上席者含む)、看護 師、日直や夜勤統括等の最上席者により協議を行う。協議結果は該当ホーム職員 が「身体拘束の実施について(緊急時)」(様式2)に取りまとめる。
 - (2) 協議結果については、拘束を実施する利用者が属するホームの所管課長又はホーム長に速やかに報告する。
 - (3) 早急に後見人又は親族に連絡を取り、了解を得る。連絡が取れない場合は、実

施後速やかに連絡し、了解を得る。

- (4) 実施後、速やかに園長に報告するとともに、継続して拘束が必要となる場合は、 直近の身体拘束判定会議において、第5条第1項の手続きを行う。
- (5) 前号に基づく園長への報告は「身体拘束の実施について(緊急時)」(様式2)により行う。
- (6) 本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、第5条第4項に規定する手続を行う。ただし、予め期限を決めて拘束を実施した場合にはこの限りでない。

(記録)

- 第7条 拘束を行った場合の記録については、次のとおり行う。
 - (1) 拘束を行った場合には、ケース記録に記載する。ただし、「身体拘束実施記録」 (様式 7) をもって代替することができる。
 - (2) 拘束を行った場合は、拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。
 - (3) 記録は5年間保存する。

(報告)

第8条 拘束を行った場合は、実施状況について、年2回人権擁護・虐待防止委員会 及び園運営会議に報告しなければならない。報告は「身体拘束実施状況報告書」 (様式6)をもって行う。

(身体拘束とは判断されないものの取扱い)

- 第9条 目的等を踏まえ、身体拘束とは判断されないものの取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 医師の意見書又は診断書により作成した、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用する、座位保持装置に付属するベルトやテーブル及び利用者の安全性やQOL向上の目的で使用するベッドギアについては、使用する場面、目的、理由について、定期的に医師や機能訓練担当職員の専門的意見を仰ぐとともに、個別支援計画に記載し、利用者・家族に同意を得る。
 - (2) 意思決定能力のある利用者が安全確保のため、自らの意思でベッドのサイドレールを四方に使用することを決定した場合は、個別支援計画にその旨を記載し、利用者の同意を得る。本号における意思決定能力のある利用者とは、当園と直接利用契約(代筆によるものを含む)を締結している者とする。なお、サイドレールを4方に使用している間に、利用者からサイドレールをはずしたい旨の申し出があった場合には、その都度、速やかに対応する。

附則

この要領は平成26年4月1日より施行する。

なお、身体拘束・行動制限廃止マニュアルは平成26年3月31日付けで廃止する。

附則

第1条 この要領は平成28年4月1日より施行する。

第2条 この要領の施行の際、改正前の要領第4条第3項の適用者及び第6条第2号の適用者のうち改正後の要領第7条第2号に該当しない者については、施行後6か月までの間に拘束廃止のための検討を実施のうえ、真に拘束継続の必要性がある場合は、速やかに第5条の手続を行うものとする。

附則

この要領は平成29年3月1日より施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日より施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は令和5年4月1日より施行する。

起案日	年	月	E
決裁日	年	月	E

【新規・継続】身体拘束の実施について(伺い)

グに	より、	身体拘果	. ど 夫 肔	\cup \cup \cup	(V,C)	よりか。					
利用者	氏名					起案者氏 (所属)	名				
所 (種別							生年」(年齢		年 月	日	
実施基	期間		年		月	目	\sim	年	月		日
実施内容・頻			拘束	の内容			頻度	頻度·時間	間帯の詳細	拘束	時間
頻 度 等											
目的											
拘束実施の	※リス	クの詳細、要	!因となる	原疾患	、身体·行動	か上の特性、ク	がでいます。	危険回避の可否	等について具	本的に記載	
(留意事項・上記の詳細要件	【 □ (非 【	迫性) 代替性 時性)]
_設 本	説明	日	年	月	日曜日	方法			※その他詳細		
説明・る本人・家	説明 受信	者				利用者と の続柄			承諾の 可否		
・承諾の	意見・弱	要望等(承諾	否の場合 	↑はその)理由)						
,	開催		年	月	日曜日			再検討			
身体拘束判定会議結果				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		への取組実力				for-	
> a / b == = : t	山 個)	引支援計画	記載消	L	」他別文指	爰計画記載	木 記載	(次回モニタ	リンク	年	月)

起案日	年	月	日
決裁日	年	月	Я

身体拘束の実施について(伺い)

次により、緊急やむを得ず身体拘束を実施してよいでしょうか。なお、決裁のうえは直近の身体拘束判定会議において、継続について検討します。期間を定めて実施する場合には同会議に報告します。

10401	C 、	L(C >	V C15	:н1 С а	- / 0	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			7/// LI	(C(A)F) A	、时发 (二十)	. ப С	م 7 ۰					
利用者	皆氏名							起案者5										
所 (種	属別)									生年月日 (年齢)	3		年	月		日		
実施	期間			年			月	日	\sim		·	年		F	1			日
実施方法・頻	※補足	拘束の内容 頻度 頻度・時間帯の詳細											拘	束時	間			
頻度等	, this c	(ш/с			- HI //IF	,												
目的																		
拘束実施の理	※ リスク	の詳系	田、要因]となる	原疾息	患、身	体·行動]上の特性、	危険	認知や危険	食回避の	可否	等につい	いて具	具体的	的に記	!載	
(留意事項・上記の詳細要件	【 □ (非(【	生生大替性大特性上]
款 談 人	説明日	ı		年	月	E	l	方法					※ その	他詳約	Ħ			
明・承諾へ・家族の	説明 受信者 ※意見·		等(承諾	否の場	易合は	その	理由)	利用者との続柄					承諾可					
	協議日	時		年	₫.	月	日	眊	Ē J	報告先 上席者名								
協議状況	協調参加	· 養 者								设告者名				_	_		_	
状 況	※会議		日松						幸	设告日時			年	<u>.</u>	月	F	1	時
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	公 云藏	、ツ息	允守															

身体拘束に係る説明・承諾書

当園では日頃から身体拘束廃止に取り組んでいるところですが、利用者	様の状態が、次の
項目3点全てを満たしているために、やむを得ず身体拘束を行います。	
たい 司事をレイルプロ的 十汁 は即世 地間によれて実装したしまかぶ	白みやおまたたる事中が

なお、記載されている目的・方法・時間帯・期間において実施いたしますが、身体拘束を行う事由が 消失した場合は、速やかに解除いたします。

1	身体拘束をしなければ、	利用者本人又は他の利用者等の生命、	身体、	権利が危険にさ
ら				

- される可能性が著しく高い。 身体拘束を行う以外に代替する支援方法がない。
- 3 身体拘束が一時的なものである。

拘束	目的									
?東実施の目的	※ リス:	クの詳細、	要因とな	さる原疾患、	身体・行動	動上の特性、	危険認知やが	危険回避の可否等に	ついて具体	的に記載
実施	期間		左	F	月	日	~	年	月	日
			拘	東の内容			頻度	頻度•時間帯(の詳細	拘束時間
実										
実施方法										
· 頻										
頻度等										
.,	※補足	(留意事	項・上記	己の詳細等)					
留										
留意点										
711/										

上記のとおり実施いたします。

月 日

説明者

上記の件につきまして説明を受け、承諾いたします。

氏名	代筆者	
 (本人との続柄)	(本人との続柄)	

 起案日
 年
 月
 日

 決裁日
 年
 月
 日

身体拘束の解除について(伺い)

次により、身体拘束を解除してよいでしょうか。

	省氏名		1 1 3>1		<u>,,, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> </u>		起案者	氏名						
所 (種	属 別)							1		生年月日 (年齢)		年	月	日	
解》(開始	余日 3日)			年		F	∄	日	(年		月		日)
実施内容															
	協議	日時			年		月	日	曜日	時					
協議状況	協 参力 ※ホー	議 叩者 ム内意	京見等												
解除理由·状態像															
								T				₩ Z Ø	\H 글봇 ⟨□		
説	説明			年	月	日	曜日	方法					他詳細		
明・	説明 受信	者						利用者 の続材	i i			承訪可	ぎの 否		
承諾	意見・弱	要望等	(承諾否	が場合	けはその	理由	1)								
備考		•													

身体拘束実施報告書

このことについて、次のとおり実施しましたので報告します。

利用者	皆氏名					者氏名						
所 (種	属 別)						生年月日 (年齢)		年	月	日	
実施	期間		F	月		日 ~		年		月		日
実施状況		拘束の内	容		頻度	頻度	き・時間帯	持の詳細	拘り	東時間_ 	拖	東の増減
内容												
拘束が必要	※ リス	クの詳細、要因とな	さる原疾患	,身体·行	動上の特	性、危険	認知や危険	回避の可否	等につ	いて具体	:的に	記載
	本	人の状態像の変	化									
拘束減の取組状況	※補足	(上記の理由・詳細、	関連イン	·シデント・ ³	事故の状え	况、拘束	減に向けた	具体的取組	内容、	試行結果	等)	
方向	更	新・終了の別		詳細								
備考												

身体拘束実施状況報告書

年 月現在の身体拘束実施状況について次のとおり報告します

					基	本情報			実施状況								Y	大回有交	効
所属	利用者氏名	直近(の拘束浴 月	快定日 日	報告区分	支援計画 への記載	拘束を必要とする理由	拘束の方法	実施頻度	実施時間/日	拘束頻度・時間 の増減	本人の状 態の変化	詳細	拘束減に向けた具体的取組		備考	年	間終了	月月
																			
		 																	
		<u> </u>																	
		<u> </u>																	
		<u> </u>																	
)																			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
3																			
7																			
3																			
9																			
)																			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
3																			
7																			
3																			
9																			

身体拘束実施記録

ホーム 氏名

年 月

拘束[

]•理由[

]•目標[

]

備考 曜日 0時 1時 2時 3時 4時 5時 6時 7時 8時 9時 10時11時12時13時14時15時16時17時 18時 19時20時21時22時23時 記入者 |※拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等記載 水 ※拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等記載 曜 | 0時 | 1時 | 2時 | 3時 | 4時 | 5時 | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 12時 | 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 | 19時 土